

特別障害者手当関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等
(情報照会マニュアル)

1. 年金関係情報の取扱いに係る基本事項

(1) 年金関係情報に情報照会を行う事務手続

特別障害者手当関係事務において年金関係情報を照会する事務手続は下表のとおりです。

特定個人情報	管理番号	事務手続名
64 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	47-73	特別障害者手当の認定（日本年金機構への照会）
	47-74	特別障害者手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）
	47-75	特別障害者手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	47-76	特別障害者手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	47-77	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本年金機構への照会）
	47-78	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（国家公務員共済組合連合会への照会）
	47-79	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	47-80	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）

【照会条件】 範囲指定（日）

(2) 基本的な事務の考え方

特別障害者手当の支給認定においては、受給者若しくはその配偶者又は扶養義務者の前年（申請のあった月が1月から6月の場合は前々年。以下同じ。）の所得額を確認する必要があり、確認対象者に年金の収入額（以下「年金受給額」という。）がある場合は、その金額を所得額の計算に算入する必要があります。

現在、年金受給額については、年金証書や年金額改定通知書や年金振込通知書等の各種証明書類により確認を行っていますが、今後はマイナンバーを活用した情報連携の方法により、日本年金機構等への情報照会によって取得した情報に基づき確認を行います。

※ 申請のあった月が1月から6月の場合は前々年の所得を基に、受給資格の判定を行います。以下において、特段の記述がない場合でもその前提でマニュアルを活用してください。

2. 年金関係情報の基本的な確認方法

(1) 情報照会で取得する年金関係情報のデータ項目について（「日本年金機構が情報提供を行う年金関係情報に係る特定個人情報データの取扱いについての留意事項」（以下「年金マニュアル」という。）P23～ 参照）

情報連携によって取得できる年金給付関係情報は、「年金基本情報」及び「年金基本額情報」の2つの項目に大別されます。「年金基本情報」では、年金の受給権に関する情報が表示され、「年金基本額情報」では、年金額の決定又は改定（通常の額改定や支給停止等）がなされた時点際の（支給開始年月日）の年金額をから1年間に受給した場合のできる受給年金額に関する情報（年金支給額情報）が表示されることとなっています。

(2) 照会条件の設定について（年金マニュアルP58～63 参照）

前年の年金受給額を確認するに当たっては、情報照会の際に照会条件の設定（日付範囲指定）を行うこととなるが、「確認対象期間（1月～6月の申請の場合は3前々年前の12+1月～前々年の11+2月、7月～12月の申請の場合は前々年の12+1月～前年の11+2月）の始期の属する年度の4月1日」を範囲指定の始期として、「確認対象期間の終期」を範囲指定の終期として、それぞれ設定してください。

これは、年金支給額情報において、年金額の改定が行われる「4月1日」が「年金支給開始年月日」として表示されるケースが多く想定され、確認対象期間の始期の12+1月1日を範囲指定の始期として情報照会を行っても、前年の年金受給額全体を確認することができない場合があるためです。

※ 例①) 平成30年4月に申請があった場合

確認対象期間：平成 2728 年 12+1 月～平成 28 年 11+2 月

⇒ 範囲指定：平成27年4月1日～平成28年 11+2 月 303+1 日

例②) 平成30年7月に申請があった場合

確認対象期間：平成 2829 年 12+1 月～平成 29 年 11+2 月

⇒ 範囲指定：平成28年4月1日～平成29年 11+2 月 303+1 日

（補足１）確認対象期間についての考え方

特別障害者手当の所得制限に当たっては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「特児令」という。）における障害児福祉手当の考え方を準用します。

所得の範囲や額は税制を基に計算しており、税制上は年金所得は支払月で確認します。一方で、年金は偶数月に前 2 か月（2 月には、12 月分及び 1 月分を支給）することが原則ですので、より現実
に即した計算を行うために、2 月～12 月の支払になる年金、すなわち 12 月～11 月分を合計することと
しています。

（参考）所得の範囲と計算について

【受給者に関して】

（所得の範囲） ※特児令第 11 条

- ・ 地方税法第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる道府県民税（都が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得
- ・ 各種年金給付（上記所得以外のもの）

（所得の額） ※特児令第 5 条（特児令第 12 条により読み替えて準用したもの）

その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の道府県民税に係る、総所得金額（特児令第 11 条に規定する給付を含む）、退職所得金額、山林所得額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額、条約適用配当等の額の合計額－各種控除額

【受給者の配偶者及び扶養義務者に関して】

（所得の範囲） ※特児令第 4 条（特児令第 12 条により準用したもの）

地方税法第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる道府県民税（都が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる税を含む。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得

（所得の額） ※特児令第 5 条（特児令第 12 条により準用したもの）

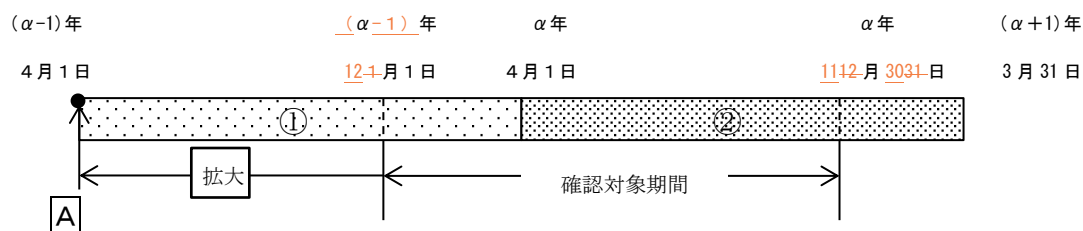
その所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の道府県民税に係る、総所得金額、退職所得金額、山林所得額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当配当等の額、条約適用利子等の額、条約適用配当等の額の合計額－8 万円－各種控除額

（補足²）照会条件の設定についての考え方

- 例えば、毎年4月1日に行われる額改定以外に年金額に変動がなかったとすると、確認対象期間が前々年の~~12~~月～前年の~~11~~月であることを踏まえ、確認対象事務手続では、以下2つの年金支給額情報を確認する必要がある。（以下では確認対象期間が「 $\alpha-1$ 年~~12~~月～ α 年~~11~~月」であるとする。）

- ① α 年4月1日の額改定より前の年金支給額情報（これにより、 $\alpha-1$ 年~~12~~月1日から α 年3月31日の年金額を得る）
- ② α 年4月1日の額改定以降の年金支給額情報（これにより、 α 年4月1日から α 年~~11~~月~~30~~日の年金額を得る）

- 照会条件の設定（日付範囲指定）をして情報照会を行うと、指定した範囲における、年金額の決定又は改定を行った年月日（年金支給開始年月日）に係る年金支給額情報のデータが全て抽出されるが、年金支給額情報①を表示させるためには、年金支給額情報①における年金支給開始年月日（A）が情報照会の範囲に含まれるよう、照会条件の範囲を拡大する必要がある。



確認対象期間： $\alpha-1$ 年~~12~~月～ α 年~~11~~月~~30~~日⇒範囲指定：($\alpha-1$)年4月1日～ α 年~~11~~月~~30~~日

(3) 年金受給額の算定方法について（年金マニュアルP72～ 参照）

年金受給額を算定する際は、確認対象期間が $(\alpha - 1)$ 年~~12~~月1日～ α 年~~11~~~~12~~月~~30~~~~31~~日の場合、 $(\alpha - 1)$ 年4月1日～ α 年~~11~~~~12~~月~~30~~~~31~~日を範囲指定して照会することになりますが、この期間において年金額の変更があると、その度に新しい年金支給額情報が作成され複数の年金支給額情報が存在することになります。このとき、年金支給額情報は年額の情報であるため、確認対象期間の年金受給額を算定するためには、それぞれ複数の年金支給額情報から必要な月数分の年金額を抽出し、それらを合計することとなります。

例えば、4月1日の額改定以外で年金額に変動がなかった場合には、「 $\alpha - 1$ 年~~12~~月1日から α 年3月31日の年金支給額」と「 α 年4月1日から α 年~~11~~~~12~~月~~30~~~~31~~日の年金支給額」を確認することになりますが、この場合、年金受給額の算定方法は以下のとおりとなります。

なお、確認対象期間において、複数の年金を併給している場合には、それぞれの受給額を上記の算定方法に倣い計算の上、合算する必要があるので、留意してください。

年金受給額	＝	$(\alpha - 1)$ 年 12 月1日から α 年3月31日の年金支給額 (α 年4月1日の額改定より 前の年金支給額情報／12 × 4 3) (※)	＋	α 年4月1日から α 年 11 12 月 30 31 日の年金支給額 (α 年4月1日の額改定以 降の年金支給額情報／12× 8 9) (※)
-------	---	--	---	---

※ 年金支給額を12で除した際に、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

なお、厳密に年金額を計算するに当たっては、毎年3月から翌年2月までの各支払月に切り捨てられた端数の合計を、当該2月支払分の年金額に加算する必要があります。端数をすべて切り捨てた場合には、年間最大11円程度年金額が低く算出される可能性があることに留意してください。（したがって、所得制限ライン付近の対象者については、公用照会等により、正確な支給事務の運営に努めてください。）

（４）共済組合等への情報照会について

申請者においては、日本年金機構が支給する年金に加え、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、又は全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、及び日本私立学校振興・共済事業団（以下、「共済組合等」という。）のいずれか又はもしくは複数の実施機関が支給している年金を受給している場合があります。

このとき、申請者から共済組合等が支給している年金を受給しているとの申告があった場合には、年金を支給しているそれぞれの実施機関（以下の表に示す９つの実施機関）のうち、どの実施機関から受給しているか確認の上で情報照会する必要があります。特に、共済組合等が支給している厚生年金や共済年金（２階部分）と併せて合わせて支給されている国民年金（基礎年金）（１階部分）の支給を確認する必要がある場合は、必ず日本年金機構と共済組合等の両方に情報照会を行う必要がありますので留意してください。

また、申請者が複数の実施機関から受給している場合、それぞれの年金支給額情報から必要な月数分の年金額を抽出し、それらを合計することとなります。特に、地方公務員共済組合については、６つの実施機関が各々データ管理を行っていることに留意が必要です。（年金マニュアル P110～）

機関コード	年金実施機関名称	
0710470000001700	日本年金機構	
0510180000001700	国家公務員共済組合連合会	
0210480000001700	地方職員共済組合	
0210480000101700	地方職員共済組合団体共済部	
0210480000201700	公立学校共済組合	<u>地方公務員共済組合 の実施機関</u>
0210480000301700	警察共済組合	
0210480000401700	東京都職員共済組合	
0210480000501700	全国市町村職員共済組合連合会	
0610070000001700	日本私立学校振興・共済事業団	

（５）老齢福祉年金情報について

機構への情報照会の結果、老齢福祉年金の支給額の回答があった場合は、年金マニュアルの該当ページを参照の上、同様に算定を行ってください。

（６）地方税関係情報との関係性について

特別障害者手当の支給を制限する場合の所得は、課税対象となる老齢年金のみならず、障害年金や遺族年金といった非課税年金も算定することとなっていますが、課税対象となる老齢年金等については、地方税関係情報のデータ項目「公的年金等所得額」、「公的年金等収入額」から、前年以前の１月～１２月における年金支払額の合計額（原則として各年１２月～１１月分の年金額）を確認しますことができます。

一方、今般開始される年金給付関係情報との情報連携により、地方税関係情報では確認できなかった非課税年金の金額や受給している年金の種類が確認できることとなります。

ついては、地方税関係情報及び年金給付関係情報の両方を利用しながら、所得の適切な把握をお願いします。

なお、課税対象となる年金の所得はを地方税関係情報から取得するため際には、年金給付関係情報で提供される同一の課税年金老齢年金の金額について二重に算定しないよう注意してください。

(参考) 今般の情報連携する年金の課税・非課税の別

年金コード	制度	年金種別	課税状況
115X	新法	老齢基礎・老齢厚生年金	○
		特別支給の老齢厚生年金	
		老齢基礎年金	
135X	新法	障害基礎・障害厚生年金	
145X		遺族基礎・遺族厚生年金	
112X	新法厚年	老齢厚生年金・特別支給の老齢厚生年金	○
132X		障害厚生年金	
142X		遺族厚生年金	
113X		老齢厚生年金（第3号厚年）	○
133X		障害厚生年金（第3号厚年）	
143X		遺族厚生年金（第3号厚年）	
114X		老齢厚生年金（第4号厚年）	○
134X		障害厚生年金（第4号厚年）	
144X		遺族厚生年金（第4号厚年）	
265X	新短期	障害基礎年金（障害福祉年金決定替分）	
275X		遺族基礎年金（母子年金決定替分）	
285X		遺族基礎年金（準母子年金決定替分）	
535X		障害基礎年金	
595X		寡婦年金	
635X		障害基礎年金（20歳前）	
645X		遺族基礎年金	
117X	新共済	退職共済年金	○
137X		障害共済年金	
147X		遺族共済年金	
012X	旧国年	老齢年金（26条・76条）	○
022X		老齢年金（78条）	○
032X		老齢年金（旧令陸軍共済）	○
042X		老齢年金（5年年金）	○
052X		通算老齢年金	○
013X	旧厚年	老齢年金	○
023X		通算老齢年金	○
033X		障害年金	
043X		遺族年金	
053X		寡婦年金	
063X		かん夫年金	

073X		遺児年金	
083X		特例老齢年金	○
093X		通算遺族年金	
103X		特例遺族年金（新法含む）	
062X	旧短期	障害年金	
072X		母子年金	
082X		準母子年金	
092X		寡婦年金	
102X		遺児年金	
014X	旧船保	老齢年金	○
024X		通算老齢年金	○
034X		障害年金	
044X		遺族年金	
054X		寡婦年金	
064X		養老年金	○
074X		遺児年金	
084X		特例老齢年金	○
094X		通算遺族年金	
104X		特例遺族年金（新法含む）	
016X	旧共済	退職年金・減額退職年金	○
026X		通算退職年金	○
036X		障害年金	
046X		遺族年金	
096X		通算遺族年金	

※各実施機関において、年金の源泉徴収票が発出されているかを基にして作成したもの。

以上